

岩手県災害廃棄物処理実行計画（～基本的考え方～）について

岩手県環境生活部

1 岩手県災害廃棄物処理実行計画の位置づけ

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（平成23年5月16日 環境省）に示されている「災害廃棄物処理の実行計画」に位置付けられるもの。

2 策定方法及び時期

県が協議会等を通じて具体的処理方法を定めることとされ、6月までに策定することとなっている。（「災害廃棄物の処理に向けたスケジュール（別添2）」）

3 災害廃棄物の処理期間

マスタープランに示されたスケジュールに沿って仮置場までの移動及び処理・処分を行い、平成26年3月末までに終了することを目指す。

4 本格的処理開始の目途

次の理由から、本格的処理が開始されるのは秋以降を予定している。

- ・ 県外を含む広域の処理施設との調整の目途が8月以降であること。
- ・ 県内最大の処理施設（余剰能力 300～1,000 トン/日）である太平洋セメント大船渡工場の本格的操業が11月以降であること。

5 詳細な計画の策定

各地域ごとに処理施設等を明らかにした詳細な計画を8月末までに専門家等の意見を踏まえて策定する。（6月16日～ プロポーザル公募開始）

この詳細な計画は、県に委託をしていない市町村の計画と整合性を図るものとする。

6 詳細な計画策定までの当面の処理

生活環境保全の早期改善を目指し、受け入れ先が整った災害廃棄物から順次処理に着手する。（向こう三か月のスケジュール 参照）